

日本機械学会交通・物流部門

「部門一般表彰」ポスターセッション優秀発表賞表彰内規

1. ポスターセッション優秀発表賞表彰の設定

交通・物流部門は部門の活性化をはかる一環として、部門大会講演会および当部門が主催する講演会の中で一般講演とは別に行われるポスターセッションにおいて優秀な成果を発表した発表者を表彰する。

2. 被表彰者候補の資格

原則として日本機械学会の会員とする。ただし、他学会との共催行事においては共催学会の会員も機械学会会員と同等の資格を有するものと見なす。

3. 審査の方法

交通・物流部門運営委員会から選考を委嘱された講演会実行委員会が組織するオーガナイザを含む選考委員会で被表彰者を選考し、講演会の実行委員会で決定する。運営委員会が承認する。

4. 被表彰者の人数

当該講演会の被表彰者の人数は、講演者 10 名に対して 1 名程度の割合とする。

5. 表彰の方法

被表彰者が決定された場合は、速やかに大会実行委員長名で被表彰者に通知する。表彰は部門長名で行い、被表彰者に表彰状と記念品を贈る。

表彰状の形式は以下のとおりとする。

日本機械学会 交通・物流部門 ポスターセッション優秀発表賞表彰

被表彰論文名及び被表彰者名

表彰理由（交通・物流部門大会講演会および部門大会併設の当部門が主催する講演会等ポスターセッションにおける優秀な発表を表彰する。）

表彰年月日

表彰者名（表彰当日の部門長名とする。）

6. 表彰の時期と場所

原則として、当該講演会開催期間中、または年度内に開催する表彰式において行う。

7. 内規の改訂

この内規を改定する場合は、日本機械学会「部門一般表彰」通則に従い、部門運営委員会が審議決定する。

8. 表彰の英文名称

ポスターセッション優秀発表賞表彰 : Transportation and Logistics Division,
Certificate of Merit for Poster and Presentation

付則

1. この内規は、2017年9月13日交通・物流部門運営委員会承認制定。

以上